

(株)グリーンディスプレイ 青年過労事故死事件の公正判決を 求める署名

横浜地方裁判所川崎支部合議B係 御中

若者の過労死の撲滅を求めて

未来ある若者の突然の事故死

2014年4月24日午前9時頃、当時24歳で、渡辺航太さんが、徹夜勤務から原付バイクで帰宅途中、単独事故により死亡しました。未来の希望にあふれる若者の突然の死でした。

ハローワークの求人票に応募。正社員としての採用を希望し、会社に言われるままに精一杯働きました。時間外労働は、過労死の過労死基準である1か月80時間～100時間を超える月が続きました。さらに、深夜不規則労働は、航太さんの疲労をさらに蓄積させました。そして、ようやく正社員になって1か月事故当日、航太さんは、22時間連続の徹夜勤務後に、極度の疲労状態から、今回の事故に至ったのです。2015年4月24日、遺族の母渡辺淳子さんが原告として、グリーンディスプレイ社を被告として、安全配慮義務違反の責任を追及する裁判を横浜地方裁判所川崎支部に提訴しました。事故責任は会社にあるのは明らかです。



過労死を繰り返さないために

若者の就職難、正社員を餌に若者を使い捨てる企業、ハローワークの求人票とは全くことなる過酷な就労実態にもかかわらず放置する労働行政、という社会構造の中で、航太さんは犠牲になりました。現代を生きる若者が誰でも直面するブラック企業被害の極限なのです。

司法が、労働者の命に真摯に向き合った判決を下すことによって、国による救済と対策の道が切り拓かれてきた歴史が、「過労死」の歴史です。長い闘いの末、ようやく昨年、過労死対策の基本法として、過労死等防止対策促進法が成立しました。しかし、厚生労働省の過労死基準80時間労働基準法は80時間を超える時間外労働を認める規定であり、過労死を放置する二重基準となっています。また、深夜不規則労働に対しても、EUではインターバル規制もありますが、日本には規制がありません。過労死対策は野放しになっていると言わざるを得ません。本裁判の帰結によって、過労事故も含めた過労死対策を強化させるものになり得るものです。

裁判所におかれでは、航太さんの命の重みに真摯に向き合い、本裁判の社会的影響を踏まえて、2度とこのような悲劇を繰り返さないため、司法としての役割を果たして、公正な判決をするよう切望いたします。

氏 名	住 所

グリーンディスプレイ青年過労事故死裁判を支援する会

〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2シオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内（弁護士 川岸宛 まで）
TEL 044-211-0121 FAX 044-211-0123